

| 商品名 | ○パートナーローン |
|-----------|---|
| 保証会社 | ○一般社団法人しんきん保証基金 |
| ご利用いただける方 | <p>○次の要件全てに該当する方</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方</p> <p>②申込時の年齢が満20歳以上の方</p> <p>③安定継続した収入がある方</p> <p>④次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始等の申立があった方 ・租税公課を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・延滞債務のある方 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・著しく信用を失墜した方 ・制御行為能力者である方 ・反社会的勢力 <p>⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること</p> <p>⑥日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方</p> <p>⑦職域サポート制度（※）を導入した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）</p> <p>※職域サポート制度＝当金庫のパートナー協定 当金庫が事業所と合意のうえ、従業員等の福利厚生や取引深耕を目的として、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度。</p> <p>⑧一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p> |
| お使いみち | <p>①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金</p> <p>a. 自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b. 教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長1年分） ・就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c. 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> |

| 商品名 | ○パートナーローン |
|----------|---|
| | <p>②申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金</p> <p>※当金庫の基金保証付ローンについては、パートナーローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもリピート、エコを含む）の借換資金に限る</p> |
| ご融資金額 | ○1,000万円以内 |
| ご融資期間 | ○3ヶ月以上15年以内 |
| ご融資利率 | <p>○固定金利型 利率 年3.30%~5.50%</p> <p>※取引優遇金利最大割引幅 年2.00%の優遇可</p> <p>※パートナー協定等優遇金利 年0.20%以内の適用可</p> |
| 貸付形式 | ○証書貸付 |
| ご返済方法 | <p>○毎月元金均等・元利均等割賦返済（6ヶ月以内での据置可）</p> <p>（融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可）</p> |
| 連帯保証人・担保 | ○不要 |
| 保証料率 | ○（毎月払い方式） ※ご融資利率に含まれます。 |
| 遅延損害金 | ○年14.60% |
| 支払方法 | <p>○購入先等に振込</p> <p>※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当金庫の判断で振込しなくても可</p> |
| 必要書類 | <p>○本人確認資料</p> <p>運転免許証（表裏）＜運転免許証を提出できない場合は、個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）＞</p> <p>申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかで確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） <p>○資金用途確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、注文書、請求書等（借換資金については融資残高確認書類） ・支払済資金の場合、領収書、通帳等 <p>*教育関連資金の付帯費用はパンフレット・当金庫による聴取メモも可</p> <p>○年収確認書類 *申込み金額が100万円以下の場合、不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可。また、前勤務先からの収入は年収となりません） ・勤続2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可（定期代等の一時的な所得を控除した支給額×12を年収とする） |

| 商品名 | ○パートナーローン |
|-----------------|---|
| | ・産前産後休業中または育児休業中の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所(ハローワーク)から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書のいずれか ○振込依頼書 *資金使途が借換えで、借換え元金融機関等の本人名義の預金口座へ振り込む場合は、実行後完済が確認できる書類が必要となります。 |
| 手数料 | ○繰上返済時には、金庫所定の手数料がかかります。 |
| その他 | ○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 |
| 対象外となる お使いみち | ○事業性資金、支払先が申込人またはその配偶者・親(配偶者の親を含む)・子が営む法人・自営業となる資金 ○個人間売買による購入費用 ○支払済資金(上記「資金使途①b.教育関連資金 c.住宅・リフォーム関連資金」は除く) ○投機的な性格の資金 |
| 苦情処理措置 | 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:0855-22-1851)にお申し出ください。 |
| 紛争解決措置 | 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。 |

日本海信用金庫